

地域密着型サービス 運営推進会議 報告書

施設名：グループホームはなんばの里

施設種類：グループホーム・小規模多機能型居宅介護施設（該当に○）

日時：令和8年3月25日 14時～15時00分

会場：グループホームはなんばの里

出席者
（人数）

利用者代表	0人	有識者	0人
利用者家族	1人	高齢者あんしん支援センター職員	1人
地域住民の代表	2人	出雲市職員	0人
その他（潮風苑施設長、はなんばの里施設長）			2人

（議題）

1. 利用者状況報告
2. 活動状況報告
3. 今後の行事予定について
4. 次年度事業について
5. 身体拘束適正化について
6. 令和8年度事業計画について
7. 苦情解決における第三者委員について
8. 利用料の変更について

（報告・説明事項）※グループホームはなんばの里に関するもの

利用者の状況報告	・現入所者数、申込者数、入退所状況、入所者状況、（性別、介護度、年齢） ※前回運営推進会議以降入所1名・退所3名
活動状況報告	・2月～3月に実施した主な行事・活動の報告 〔節分会、ひな祭り会、消防避難訓練〕
今後の行事予定について	・お花見週間（3/30～4/13）、お花見会食（4/8）
身体拘束適正化について	・身体拘束に関する内部研修の報告
令和8年度事業計画について	・事業計画の配布、次年度重点目標・前年と異なる箇所（重点目標、生産性向上委員会の開催）について説明
苦情解決における第三者委員について	・苦情解決体制における第三者委員の変更についての報告
利用料の変更について	・生産性向上推進体制加算Ⅱの算定による利用料変更について説明

●議題 1～3（利用者状況・活動状況・今後の行事予定）
（会議の内容…評価、要望、意見、助言等）

○ 地域住民の代表より

各ユニットとありますが、ユニットとはどういうことですか。

⇒ 施設より

認知症グループホームは1ユニットから3ユニットまでの施設があります。1ユニット5～9名で生活します。はなんばの里は2ユニットでそれぞれ9名ずつ入所可能な施設です。ユニットというのは共同生活を送るうえでの単位で、1ユニットを一軒として捉え国勢調査でも調査票に記入して提出しています。

○ あんしん支援センター職員より

空床があり待機者も7名とありますが、これからどのようにして受け入れをしていきますか。

⇒ 施設より

昨日、1名法人内の特養に転所されたばかりです。職員不足の状態は続いていますので、3月いっぱいには受け入れを考えていません。4月になると新しく職員が入職しますが、慣れられるまでは時間も要します。4月に入り、状況を見ながら受け入れをしていこうと考えています。

○ 地域住民の代表より

避難訓練はユニットごとで行いますか。

⇒ 施設より

避難訓練は施設全体で行っています。どちらかの棟の居室から出火したという想定で、出火した棟のご利用者から避難してもらいます。その後、反対側のユニットの利用者に避難してもらうという形で行っています。

●議題 4（身体拘束等適正化について）

○ 施設より身体拘束廃止委員会（詰所会議）の報告

- ・身体拘束廃止委員会（詰所会議）から別紙のとおり身体的拘束等の状況報告を行った。

別紙

■身体拘束の状況：緊急やむを得ない場合を含め、全く行っていない。

■教育・研修等の開催：令和8年3月18日（水）詰所会議にて『高齢者虐待防止』と『身体拘束廃止にむけた取り組み』をテーマに介護職員による施設内研修を行った。

■日常的ケアに対する取り組みと見直し：毎月、各ユニットで高齢者虐待、不適切なケアについて話し合いの場を持ち、翌月の月目標として挙げ取り組んでいる。また、詰所会議にて各ユニットで挙げた日常的ケアに対する見直しを基に日々のケアを全職員で振り返り、適切なケアへと繋げていくようにしている。

<研修会より>

『高齢者虐待防止』について、動画を視聴し、高齢者虐待の5つの定義を確認しました。この定義にお

ける虐待は行っていないものの、どの介護現場でも、職員が意図せず行ってしまう「不適切ケア」が少なくはありません。明らかな虐待ではなく、グレーゾーンと呼ばれるもので、私たちも毎月これについて話し合う機会を設けています。

「不適切ケア」とは、利用者の尊厳を損なう言動や配慮不足、職員が安全や効率を良くしようとして行ったことが結果として不快や苦痛を与えてしまう行為のことを言います。

虐待とは、法的に定義された行為であり、不適切ケアとは直ちに虐待と断定できないが、境界に近いリスク行為です。これを理解し、早めに修正することが大切になります。

介護現場では、ひやりとしたことや軽微から重度まで事故が起これば報告書を作成し、全職員が確認できます。また、事故が起こらないための対策を取り、再発防止に向けて取り組みます。

虐待においても再発防止策を考え取り組みますが、不適切ケアについては、はなんばの里においては、まだその取り組みを行っていません。「言い過ぎたかも」「強くあたってしまったかも」と感じたら、ケース記録や日誌に残し、共有することで不適切ケアにおける再発を防いでいくことを検討していかなければいけないと感じています。誰でも起こりうることとして、その職員を責めたり咎めたりしないような配慮も必要であり、風通しの良い風土であることが求められますので、環境作りにも配慮していきたいと思います。また、引き続き、不適切ケアについての話し合いを行い、グレーゾーンの修正を図りたいと思います。

『身体拘束防止』についてですが、高齢者虐待防止とは分けて研修を行わなければならないとされています。とはいえ、この二つには共通するところもあり、毎回、同じ日に研修を行うようにしています。はなんばの里では、身体拘束は全く行っていないませんが、全国の介護現場では全くないわけでもありません。医療現場においても、治療目的だとしても拘束は最小限にとどめることが求められるようになりました。

何が共通しているかというところですが、高齢者虐待も身体拘束も利用者の尊厳を損ない、心身の弊害を被ります。また、これを改善していくことで、職員の接遇面や介護技術が向上するということも挙げられます。利用者の立場になり（考え）行動に繋げることが、改善の一步だと感じますので、これからも話し合いや研修を重ね、ご利用者が安心して過ごせる環境を作っていきたいと思います。

○ 地域住民の代表より

不適切なケアというところにおいて、家族間においても無意識にやってしまうこともあると思います。話し合いを重ね、研修を通して職員間で共通認識を持つということは、職員の意識を育てておられるのだと思います。

○ 家族の代表より

面会に行きますが、どの職員さんも利用者さんに優しく声をかけておられます。私が面会しているからそうされているのではなく、私が席を外した際もオムツ交換時に「気持ち悪かったねえ。ごめんなさいね。きれいにしますね。」などと優しく声をかけておられました。人の目がなくても職員の皆さんの根底にはそういった気持ちがあり、安心してみていただけています。

○ 地域住民の代表より

不適切なケアについては、事故報告書のような取り組みはしていないと言われましたが、シフトが変わるタイミングで、例えば夜勤終了後にお互いに報告みたいなことはしないのですか。

⇒ 施設より

夜間のご利用者の様子を申し送りとして朝礼を兼ねて報告していますが、不適切なケアについて、「こんなことをしてしまった」というようなことは、職員自ら報告しないと思います。お互いに言いやすい環境であればいいのですが、それには風通しの良い職場へと環境を整えていく必要があると思っています。参考にします。

●議題 5～7（事業計画、苦情解決第三者委員、利用料の変更について）

○ 地域住民の代表より

生産性向上推進体制加算Ⅱを算定されるということでしたが、Ⅰもあるということですか。また、その違いは何ですか。

⇒ 施設より

生産性向上推進体制加算にはⅠ、Ⅱがあります。今回、はなんばの里で算定する加算については月単位 10 単位ですが、Ⅰは 100 単位とⅠが上位区分となり大きな差があります。生産性向上推進体制加算Ⅰの要件としては、ICT 機器の導入にあたり見守りができる機器やインカム、介護記録ソフトについてすべての導入が必要になります。業務改善についても、より具体的な業務時間の削減など、顕著な成果を求められるものとなっています。また、報告書類に関してもどちらの加算についても年一回、厚生労働省へ実績データを報告する義務がありますが、実績のデータ項目が多くなります。

はなんばの里では介護記録ソフトのみ導入していますので、この加算についてはⅡを算定し、介護記録における記録共有の迅速化や集計等においても効率化を図るというような取り組みを行います。

○ あんしん支援センターの職員より

最近はオンラインでの研修をどこの事業所でも取り入れるようになっていきますね。研修動画はいつでも視聴できるということでしたが、勤務時間外で視聴されていますか。

⇒ 施設より

多伎の郷の職員であればいつでも視聴ができるため、自宅などスマートフォンで視聴します。また、職場での研修においても活用しています。詰所会議時に研修を行っていますが、日中全職員が集まって会議をすることは不可能なので、これについても時間外に活用する形となっています。

（その他）

○ 次回開催予定日

5 月 26 日（火）

デイサービスセンターやまもとの合同